

令和5年度 第2回大阪市福祉有償運送運営協議会会議要旨

日 時：令和5年12月21日（木）14時00分～15時50分

場 所：大阪市役所地下1階 第10共通会議室

出席者：（委員）飯田会長、手嶋委員、小松委員、井田委員、小川委員、中越委員、森委員

中村委員（代理 大石専門官）、岸田委員（代理 北本課長代理）、
（福祉局地域福祉課）

中井連絡調整担当課長、春本地域福祉課長代理、中川担当係長、坂口係員

■ 議 題

- （1）「道路運送法第79条の2の規定による福祉有償運送の登録に係る協議基準」第4条の確認方法の変更について
- （2）福祉有償運送の登録申請内容等について
（新規1件、報告1件）
- （3）「道路運送法第79条の2の規定による福祉有償運送の登録に係る協議基準」について

■ 資 料

資料1	協議基準第4条の確認方法の変更にかかる書類
資料2	新規申請書類
資料3	報告書類
資料4～6	協議基準の改正にかかる書類

■ 会議要旨

資料1について

説明

- ・事務局から概要説明
- ・福祉有償運送の対象となる旅客の区分のうち、「精神障害者」「知的障害者」「要支援認定を受けている者」及び「基本チェックリスト該当者」の該当者について、これまでは事業者から手帳又は被保険者証の写し等を提出いただき、それに基づいて協議を進めてきたが、他ブロックでは事業者から手帳又は被保険者証の写し等の提出を求めているため、今後は提出不要とする運用に変更したい旨を説明

委員意見

- ・後々問題とならないよう、確認しておく方がよいのではないか
- ・大阪運輸支局で確認する際にも必要がなく、他ブロックでも求めているため、それに合わせていくのも一つの方法かと思う
- ・制度開始時はどういった事業者・団体が申請してくるのかわからないという状況の中での確認方法だったと思うが、最近はほとんどが継続の事業者が申請しているので、現時点で問題ないと思うが、どのような事業者が申請しても全て必要がないという形にするのは心配が残る
- ・万が一不正が疑われるようなことがあれば、事務局で本当に手帳等を持たれている方なのか必要に応じて確認できるのであれば、他ブロックとのバランスもあるので一旦は写

し等の提出を不要とし、必要に応じて確認していくという形でよいのではと思う

- ・協議会の中で説明を聞き、問題がありそうであれば詳しく説明していただき、チェックの仕方に問題があるようであればしっかりとやってもらうように追加で指導し、大阪運輸支局の申請受付でも協議会の中で疑義が出ていたということがあれば、ダブルでチェックしていただけるのであれば、問題ないと思う

協議結果

- ・「精神障害者」「知的障害者」「要支援認定を受けている者」及び「基本チェックリスト該当者」の該当者について、手帳又は被保険者証の写し等を提出不要とするが、必要に応じて確認する運用に改める

資料2について

説明

- ・事務局から概要説明
- ・申請者から申請内容の詳細説明

委員意見

- ・料金設定について、初乗り 30 分以降は 10 分単位ごとに料金設定をした方がよいのではないか
- ・大阪運輸支局が登録申請時に福祉有償運送の制度を説明すること

協議結果

- ・申請書の修正内容等を確認したうえで、登録について協議が調ったものとする

資料3について

説明

- ・事務局から概要説明

委員意見

- ・協議基準に照らして疑義なし

資料4～6について

説明

- ・事務局から概要説明
- ・十分な議論の時間が確保できないため、次回に持ち越し